

提出したのである。

要 求 覽 書

ト、同一化に依ると依らざるとを限らず今夜の解雇は他に就職
口を探すことなく不必要となる迄働くが故に他の従業員とは別
個の條件を附せられ度し

一、平均の如何に不利解雇の場合に六箇月

二、平均に依る手當一箇年未満は取捨圖以上一箇年に付取捨圖

死加算のこと

三、一般人に有定出來る次第でない限り取捨せざること

右要求に對し組主は各組の状況調査の上何分の回答をなす旨答
へたのである。

而して組主は向市内活動常設四組協定より脱退して獨立の立
場にて本問題を解決せんとしたるに、却つて態度強硬なる組主

の取捨と、各組従業員に對する交親會脱退強要となつたので、
従業員一同は交親會を中心として脱退勧告に對し絶對反對を決
定し其の態度著しく硬化するに至つたのであるが、時借も益益
與行に際し多化なりし為按圖抄らざりしと、従業員側の結束堅
はざる等の為其後容易に解決見ざりしか、九月三十日に至り同
市活動常設會バラタイズ組主に白紙一仕することとなり翌十月
一日次の條件にて解決争議側の勝敗に終つたのである。

十、 解決條件

1、要求書を撤回し組主に謝罪すること
と、犧牲者を出さざること